

許可番号 01110000368

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

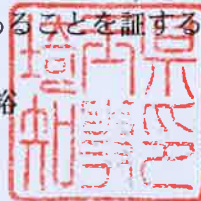


住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏 名 木幡興業 株式会社  
代表取締役 木幡 亨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 平成28年 2月 1日

許可の有効年月日 令和 4年 9月16日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、  
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、  
ばいじん 以上16種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（油分を含んだ廃ウエスに限る。）、  
廃プラスチック類（廃オイルエレメントを除く。）、  
金属くず（廃容器及び廃オイルエレメントを除く。）、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（  
廃石膏ボードを除く。） 以上5種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川55番2、56番1、56番2 以上3筆  
（面積1,713.71㎡）に限る。  
保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和57年 8月26日	指令環整第478号	新規許可
平成22年 9月 9日	指令産廃第735号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更及び「取り扱える」1種類の追加）
平成27年11月17日	指令越環第1103号	更新許可（優良認定）
平成28年 2月 1日	指令産廃第987-1号	変更許可（「取り扱える」7種類の追加）
令和 3年 4月20日	-	変更届（代表者）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥 以上1種類	1.7m <sup>2</sup>	0.9m (屋内)	0.8m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> オープンドラム缶×4個)
廃プラスチック類(廃オイルエレメントを除く。) 以上1種類	5.4m <sup>2</sup>	0.9m (屋内)	3.0m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> オープンドラム缶×15個)
金属くず(廃容器及び廃オイルエレメントを除く。) 以上1種類	3.6m <sup>2</sup>	0.9m (屋内)	2.0m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> オープンドラム缶×10個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	1.7m <sup>2</sup>	0.9m (屋内)	0.8m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> オープンドラム缶×4個)
廃油、廃プラスチック類(いずれも油分を含んだウエスに限る。) 以上2種類	3.5m <sup>2</sup>	0.9m (屋内)	1.2m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> オープンドラム缶×6個)

(以下余白)